特定個人情報保護評価計画管理書

評価書番号	法令上の根拠	事務の名称	システムの名称	情報連携	基礎項目評価				重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値判断	前回実施日	次回実施予定日			
1	【番号利用】 ・番号法第9条第1項（利用範囲）別表第1項 番2 ・番号法別表第1 の主務省令で定める事務を定める命令第2 条 ・住民基本台帳法 第30条の9（国の機関等への本人確認情報の提供） 【情報連携】 ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）別表第2 ・健康保険法第205条の4第1項及び第2項	適用、給付及び徴収関係事務	1. 健康保険組合事務基幹システム（以下「基幹システム」という） 2. 医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー等」という）	○	平成28年7月1日	未定		基礎					埼玉県金属加工健康保険組合事務局